

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

開閉会日時	令和3年7月29日（木曜日）			開会	13:30	会議場所	別海町議会 委員会室2・3		
				閉会	15:35				
委員の出欠	3 番	田村 秀男	出席	4 番	小椋 哲也	出席	8 番	松壽 孝雄	出席
	12 番	松原 政勝	出席	13 番	中村 忠士	出席			
出席説明員	産業 振興部	産業振興部長		産業振興部次長兼水産みどり課長		農政課長		商工観光課長	
		門脇 芳則	出席	佐々木栄典	出席	小野 武史	出席	田畑 直樹	出席
		農政課主幹		商工観光課主幹		水産みどり主幹		商工観光課主査	
		上田 健一	出席	岩口 裕昭	出席	大坂 恒夫	出席	武田 妙子	出席
		農政課主査		農政課主査		水産みどり課主査			
		武田 文吉	出席	寺澤 淳司	出席	古里 達也	出席		
	建設 水道部	建設水道部長		管理課長		事業課長		建築住宅課長	
		伊藤 一成	欠席	松田 勝広	欠席	外石 昭博	欠席	川畑 智明	欠席
		上下水道課長		上下水道課技術長		管理課主幹		建築住宅課技術主幹	
		谷村 将志	欠席	袴田 充輝	欠席	前道 陽司	欠席	山岸 英一	欠席
		事業課主幹		事業課主幹		上下水道課主幹		管理課主査	
		廣島 静治	欠席	佐竹 和仁	欠席	福原 仁史	欠席	木村 洋平	欠席
		建築住宅課主査		建築住宅課主査		事業課主査		上下水道課主査	
	篠田 敬介	欠席	大西 廣和	欠席	板垣 正博	欠席	植松 拓也	欠席	
	農業 委員会	農業委員会事務局長		農業委員会主幹		農業委員会主査			
		内山 宏	欠席	・木 直人	欠席	山下 真弘	欠席		
	委員外の出席							合計	0名
	事務局職員	主幹	入田 浩明					合計	1名
傍聴者数	一般	0名	報道関係者	0名			合計	0名	

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

会議に付した事件及び会議結果など

発言者	会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長 8番 松壽	13:30 開会
	出席委員5名、会期1日
委員長 8番 松壽	挨拶
	【産業振興部所管事務調査】
産業振興部長 門脇	挨拶及び概要説明
委員長 8番 松壽	議事1 所管事務調査について
	(1)個別計画の策定・更新計画について
農政課主幹 上田	・農政課所管計画について資料により説明
産業振興部次長 佐々木	・水産みどり課所管計画について資料により説明
委員長 8番 松壽	・質疑
委員 一同	・質疑なし
委員長 8番 松壽	(2)公共施設の建設・更新計画について
農政課主幹 上田	・農政課所管施設について資料により説明
産業振興部次長 佐々木	・水産みどり課所管施設について資料により説明
商工観光課主幹 岩口	・商工観光課所管施設について資料により説明
委員長 8番 松壽	・質疑
委員 13番 中村	・ふるさと交流館の今後の改修予定について、大小研修室の床改修があるが、研修室の活用方法についてどう考えているのか。
商工観光課長 田畑	・本日の臨時会で町長から申し上げた通り、7月1日からオープンしている。本資料については、その前にたてた修繕計画を掲載しており、当初の計画では、畳からフローリングに改修し、テーブルとイス席を置いて休憩室とするもの。7月1日からオープンしてから、休憩室を広くして置部屋の有効活用を考えてほしいとの要望が寄せられていることから、今後再検討が必要と考えている。
委員 12番 松原	・令和7年にバーベキューハウス天窓の改修となっているが、以前の会社が使っていた建物を改修するのか。
商工観光課長 田畑	・バーベキューハウスについては、条例上に載っていない施設である。計画書に載ってはいるが、今後の施設の取り扱いについては検討が必要である。
産業振興部長 門脇	・資料については、あくまでも昨年までの計画であり、現在直営に戻ったことにより、今後の施設の方向性も検討しながら見直ししなければならないと考えているので、ご理解願いたい。
委員長 8番 松壽	13:50 暫時休憩
委員長 8番 松壽	13:55 再開
委員 3番 田村	・現在直営で運用しているが、条例上では宿泊料金等が定められている。宿泊の見通しがたたないのであれば、早めに条例改正するべきでは。
商工観光課長 田畑	・当面の間、宿泊や飲食はしないとしているが、現在様子を見ている状態である。宿泊部屋の使用についての要望もあることから、今後検討したい。今年度中に方向性を決めて必要があれば改正する。
委員 3番 田村	・なるべく早めに対策をとるべきだと思う。
委員長 8番 松壽	(3)水産系副産物再資源化施設の運営について
水産みどり課主幹 大坂	・事前質問に基づき回答
委員長 8番 松壽	・質疑
委員 4番 小椋	・焼却処分する場合は町が排出者となるということだが、今回ボリュームが多いが振興局の判断を仰ぐのか。
	・管理埋立地を作る検討は。

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

水産みどり課主幹	大坂	<ul style="list-style-type: none"> ・一応使用できるカドミウムの含有量だったみたいだが、使用できることはないのか。 ・化製場の許可を受けているため、保健所と協議している。 ・焼却処分で考えている。 ・森林等に使えないか検討したが、有効活用はできなかった。
産業振興部次長	佐々木	
委員	4番 小椋	<ul style="list-style-type: none"> ・先日、協議会の構成員でオホーツク方面に視察に行ったが建設には莫大な費用がかかっている。 埋立地の建設については、広域的な連携も含め、今後検討する必要があるかと思う。
水産みどり課主幹	大坂	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の管轄は根室振興局になるが、そちらに確認しないのか。 ・町内で使うのはいいと思うので検討する余地はあると思うが。 ・産業廃棄物の件は精査して確認する。 ・活用については、今後も協議検討したい。
委員	12番 松原	
産業振興部次長	佐々木	<ul style="list-style-type: none"> ・町で焼却や埋め立ては大変だと思う。 12月になると漁が始まるので受け入れなければならない。 オホーツク化成見ましたか。 ・違う施設を視察した。
委員	12番 松原	
産業振興部次長	佐々木	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツクはすごい量のホタテの水揚げになる。 ウロの処分の方法が見つかるかもしれないので、その施設を見てみるといい。 ・2,600 tについては、年数はかかるが焼却処分等で処理していく。 今後の分については、協議会と協議しながら最善方法で進めていく。
委員	12番 松原	
産業振興部次長	佐々木	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却はお金がかかる。 受け入れてくれる施設を探すべき。 ・全部アシストで処分すると、8,600万円くらい費用がかかる。 今は焼却処分が有効であると考えている。
産業振興部長	門脇	
委員	4番 小椋	<ul style="list-style-type: none"> ・12日の現地視察の中で、2,600 tについては処理しなければならないという中で今考えられる最善の方法が年200 t ずつの焼却処分という判断をしている。 今のままでは、焼却するか埋立するかしかないなので、一番安価な方法を選択した。 施設の設置者の責任として、処分していかなければならない。 12月以降はウロを受け付けない方向で協議している。 今後、加工業者等とも検討策を早めに考えなければならない。
産業振興部長	門脇	
委員	4番 小椋	<ul style="list-style-type: none"> ・現在処分予定のものは、原料としては有効ではないのか。 他の使い道はなく、単なるごみなのか。 ・先程の説明ですが、堆肥として使えないことはないが、カドミウムの基準を超えているので、使用することができない。 使用できるためには、莫大な量のバーク等が必要となるので、ここまで溜まってしまったので、現実的には不可能かと考える。
委員	4番 小椋	
水産みどり課主幹	大坂	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の流れを確認したいが、今年の6月までは受け付けていたが、今は休漁していることもあり受け付けていないが、再開する12月までに検討するという認識でよいか。 ・産業廃棄物の件は精査して確認する。
委員	4番 小椋	
水産みどり課主幹	大坂	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も堆肥化を継続するということがだが、ウロを受け付けなければカドミウムの問題は解消され採算はとれるという認識でよいか。 ・カドミウムの風評被害が大きく、以前のような販売は難しいかもしれない。 ・売れるか売れないのかわからないのに、継続すると判断した理由は。
委員	4番 小椋	
水産みどり課主幹	大坂	<ul style="list-style-type: none"> ・今回風評被害を受けているのはホタテウロであり、ヒトデ関係のものについては、売れている。 ・売れなければ不良在庫になるのでは。
委員	4番 小椋	

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

産業振興部次長	佐々木
委員	4番 小椋
産業振興部次長	佐々木
委員	4番 小椋
産業振興部次長	佐々木
委員長	8番 松壽
委員長	8番 松壽
委員長	8番 松壽
委員	4番 小椋

- ・ばんけいと協議して、買うのは可能ということで事業を進めている。
- ・指定管理しているから買ってもらっているのか。
- ・この施設については、業務委託により堆肥を作っている。
作ったものは町に帰属するので、ばんけいで買い取る形。
- ・ばんけいで買い取るのは、何か契約しているのか。
今後再発防止も含めて何かしらのルールが必要なのでは。
- ・委託契約の内容で買い取りできるとなっていることから買い取っている状況。
今後は契約内容の見直しも含め、ばんけいと密に協議していきたいと考えている。

14:50 休憩

15:00 再開

(4) バイオガス関連施設について

・始める前に、今まで町が出資している企業に対して、委員会がどの程度調査できるかということが、割と議論の中でも境目がどこになるのか話題になったと思うんですけども、事務局の方とも相談し調査してもらって、部長とは共有させてもらった。

横手市議会が出資している企業に対するどの辺の調査までできるのかという特別委員会をつくって総務省の講師の方を招いて結論報告を出しているの、それを参考に私も委員会も認識共有しておりますが、結論から言うと企業の経営的な分に関しては一切調査権がないという形で、あくまでもその企業に対する町なり市のかかわり方だとかそれを受けて政策っていう部分に関してはあるけども、企業そのものに対しては、町が報告を受けている内容を聞くことはできたとしても、それ以上の調査に関してはできないという形で認識を委員各位共有しておりますので、最初に申し添えさせていただく。

・小椋委員の話の中で、逆に町の立場としては、会社の経営状態など詳細あるいは取引状況、こういったものにつきましては、町が出資している以上、取締役会あるいは株主総会で知り得た情報のうち、公表しても差し支えないものにつきましては、会社側と協議の上、議会あるいはこういった委員会の場なので、できる限り町として、公表するよう今までも務めている。

一方、公表できない情報につきましては、意図的に情報隠すということではなく、会社の経営に係る詳細を、広く公表することにより、会社側に不利益を与える可能性があるということと、株主間協定の秘密保持条項に違反する可能性があるため、協定に違反をしない範囲でできる限り、答えさせていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたい。

・事前質問に基づき回答

・協定書の甲乙については確認あったが、丙丁については両農協でいいか？

・間違いはない。

・第18条ということで、これ施設の譲渡ではなく、株式の譲渡っていうので、私はてっきりこう施設を引き受けるという形かなと思ったら、株式の譲渡だったと認識しました。

これの採算がとれる判断基準が今の説明あったように、第1条の本事業の目的を履行しているかどうかということにかかってくると思うんですけども、この目的第1条が主に本事業が長期の安定的な収益確保及び株主への期待収益配分の達成がしているかどうかという認識でいいか。

・株式譲渡に関する点につきましては、副委員長のおっしゃったとおり。

・長期の安定的な収益確保というのが、どの程度のなのかいろんな条件が出てくると思うが、その辺はとりあえず定めておいて、15年近くなったら協議しようねっていう形なのと期待収益というのが毎年株主配当1,000万円なければだめとか、そういう細かいのは決まっているのかいないのか、定期的に話し合うようになっているのかという

農政課長	小野
農政課主査	寺澤
委員	4番 小椋
農政課主査	寺澤
委員	4番 小椋
農政課主査	寺澤
委員	4番 小椋

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

		<p>あたりの事情をわかる範囲でお答えください。</p> <p>・長期的な期待収支という部分では、協定当初につきましては、やはり15年目時点にはある程度内部留保資金的なものがしっかりとあった中でこういった契約の内容になってるかと思えますけれども、現状そのような状況になっておりませんので、まだ協議という場そのものには全然至っていないという状況。</p> <p>また、こういった状況が続くようであれば、譲渡についてはなかなか承諾するのは難しい状況じゃないかというふうに考えている。</p>
農政課長	小野	
委員	4番 小椋	<p>・今、その町の状況判断というのは、今回親会社とか1番の筆頭株主が変わったということで株主を含め、認識としては共有しているのか、それとも町の判断だけなのかというの。</p>
農政課長	小野	<p>・株式譲渡につきましては、甲から乙ということになる。</p> <p>乙の指定する法人になっているが、基本的に町の判断の中でそういったことで今考えておりますけれども、その判断を各ほかの株主である農協との共有ということとはしておりませんが、経営そのものの今後の状況等に関してはしっかりと共有しながらやっている。</p>
委員	4番 小椋	<p>・15年で非常に長いじゃないかと思う。</p> <p>多分両方のメンバーが変わってる状況で、今から考えても多分メンバーって、全員変わってると思うが、何か定期的にその状況判断とか経営状況、これがまだその安定的な収益確保ができてないようで、まだ期待の分配できてないよねと定期的に認識するような場っていうものがあるか。</p>
農政課長	小野	<p>・通常、定期的に取り締役会あるいは総会というものは開催されているので、そういった場において、まず経営等に関しては、共有されているかと考えている。</p> <p>ただ昨今は、なかなかコロナの状況等がございまして、取締役会あるいは株主が顔をそろえる場ということもないため、今は書面等によって情報を共有している。</p> <p>ただ、今小椋副委員長が言ったとおり、そういった協議の場というのは非常に必要であると考えているので、今後もそういった場を設ける機会というのは作っていくべきであると考えている。</p>
委員	4番 小椋	<p>・株式の譲渡についての第4項の部分についてちょっと聞きたかったんですけども、これの先ほどの経営的な部分での条件第1条にあった安定的収益確保・配当についても、非常に大きな影響があるのかと思うんですけども、当然大規模な施設ですので、更新というのは非常に大きな特に15年以降となると大規模改修・機械の入れ替えというのがある中で、準備を積み立てきちんとしますかっていうのを確認する協議するっていうのは、当然それがなきゃ町として渋い条件になってくると思うんですけども、この準備金の積立は最大1年間を限度とするというので、1年準備金積立ればそこについてはOKっていう形にも読み取れなくもないんですけど、それはどのように認識している内容か。</p>
農政課長	小野	<p>・実際、なぜここを1年間という期限を設けたのかは定かではないというのが正直なところなんですけども、この全項の本事業の円滑な遂行妨げないと合理的に判断される場合とあるのは、まさしくこの第4項の機器更新計画等に基づく準備金がしっかり積み立てられてるという条件がかぶってくるんじゃないかと考えている。</p> <p>そういったことから、現時点において、また、今後において現状では、こういった機器更新等に基づく留保資金を積み立てるのは現状なかなか厳しいということも鑑みながら、譲渡を受けるのが現状では難しいのではないかなという判断をしています。</p>
委員	3番 田村	<p>・株式の譲渡っていうのと施設の譲渡っていうのは、一緒ではないんですよね。</p> <p>それと、出資会社だから町として、出資金の何%ぐらいの出資の比率をもっているのか、ちょっと知りたいんだけど。</p>

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の譲渡と施設の譲渡は確かに違うかと考えている。 株式の譲渡を受けた後にその施設をどういった形で運営していくのかっていうところは、また別途協議をしていく形であったんではないのかなと。 また、株主の配分なんですけれども、町は全株式の15%の保有となっている。
委員	3番 田村	
農政課主査	寺澤	<ul style="list-style-type: none"> ・そうすると、15年目になったら全部あの施設を町が引き受けて運営していかなきゃならないかなっていうことでもないっていうことなんです。 そして、出資金15%は額面的にどの程度なのか。 ・出資金につきましては、1,290万。 ・ちょっと気になったのが、第14条の第5項で、株式を売却する者は保証債務のうち、株式の割合に応じて、譲渡者に債務の責任を負わせなさいというような内容が書いてあって、実際三井エンジニアリングがJFEに売ったときもこれ履行して何らかの債務の負担をしたか若しくは今JFEはそれを負ってるかと思うんですけども、万が一町がこの株式を譲渡するとき、事実上そこを町が負担しなくても相手先に負担を求めるっていう行為が大丈夫かちょっと確認しないと不安だなと思ったので、そこら辺何か見識があれば。
委員	4番 小椋	
農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・親会社のほうのそれぞれ変わった段階での譲渡に関しては、そのまま引き継いでいるかと考えている。 また、町の15%の債務保証等については、これは株主という立場の中で有限責任いわゆる限られたその分の出資額以上は本来負担しなくてもいいという形になっているかと考えておりますので、それ以上の負担はしなくてもいいんじゃないかというふうに考えている。
委員	4番 小椋	
農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・当然、株式有限責任なんで、出資金額以上はしなくていいというのはそうなんですけど、それを出す根拠として債務保証として出すのか否かというので、法律的な扱いが変わってくるんじゃないかという不安だった。 また、会社側に何かあってなくなった時に、1,290万の出してるもの以上は失うものはないとそのとおりですけど、それが理由によって債務保証としてになってしまうようなとらえ方の文章にとらえられないかどうかというのはちょっと法律的にはっきりわからなかった。
委員	13番 中村	
農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・その辺はしっかり検証しなければならないことかもしれませんが、現状の認識でいきますと、そういった債務保証は先ほど第1条の第3項に書いておきとおり、保証しなくてもいいと、それを承諾する上での株主間協定であるというふうに認識している。
委員	13番 中村	
農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では難しいっていうのは何回も聞いていることなんですけど、受け入れることの内容はどのようなレベルなのか。 それから、消化液にしても敷料についても、利用価値が認められて利用されているということはわかるが、その消化液の利用に関しては、町としてはいろんな農協等で検証したやつを受け入れていて、町独自で研究しているわけではないと思うが、町としてのエビデンスは持っているのか。
委員	13番 中村	
農政課長	小野	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなレベルまでということに関しては、現状そのような協議というのはまだ具体的に行っていない。まずは、単年度黒字化をしっかりとやっていただくということと、少なくとも機器更新等を町が行う事は現状あり得ないかと考えているので、資金もしっかりとためていただいた中で、どういった形で引き継いでいくのかという議論になると考えている。 また、その協議につきましては、15年目になるのを待たずに、もう少し早くから協議が必要になってくるかと考えている。 消化液の使用に関するエビデンスについては、なかなか町が推進するというのが難しい理由の一端としては、別海バイオガス発電株式会社だけを利用している農家さんだけではないので、消化液をよいものだというデータもあるが、中にはやはり消化液を
委員	13番 中村	

令和3年第9回産業建設常任委員会 要点記録

		<p>使われない農家の方々もいるような状況の中では、なかなか推進は難しいと考えている。</p> <p>ただ一方で、消化液そのものもどういった効果があるのかどうかっていうところに関しましては、しっかりとデータ等見ながら、間違いがないものかどうかっていうところは確認をした中で推進すべきかどうかという判断もしていきたいと考えている。</p> <p>それが遅いと言えは遅いのかもしれませんけれども、現状できていないという状況です。今後そういったことも、検討していきたいというふうに考えている。</p>
委員	13番 中村	<ul style="list-style-type: none"> ・今日は基本的な町の考え方をお聞きするっていうふうに理解しましたので、今お聞きした点を受けとめさせていただいて、また、協議をしていきたい。
委員長	8番 松壽	<ul style="list-style-type: none"> ・他に質疑あるか。
委員	一同	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なし
委員長	8番 松壽	閉会挨拶
委員長	8番 松壽	15:35 閉会